

惣そうの掟おきて

定める 今堀いまぼりの村の掟ことの事

延徳元えんとく（一四八九）年己酉十一月四日

一、他所よその人を村に請人うけにん（身元保証人）が無いままに置いてはならない事。

一、惣（村全体）の土地と個人の土地との境界紛争は禁止とされている。このうえ、もし紛争があれば金銭によつて解決すべきである。

一、惣所有の森で青木（枯かれていない木）の葉を刈り取とつた者は、村人は（村の宮座からはずし、）村人としての権利を剥奪はくだつする。村人でない者は村から追放する。